

社会福祉法人 喜楽会

理事、監事、評議員の報酬及び交通費規程

- 第1条 社会福祉法人喜楽会 報酬及び交通費についてこの規程とする。
- 第2条 理事、監事、評議員、報酬については定例会及び臨時に出席した場合、支給する。
但し、法人が運営する各事業所に勤務する者は除く。
- 第3条 理事、監事、評議員が研修会に参加した場合は、別途定める費用とする。
- 第4条 理事、監事、評議員の報酬、交通費を下記の通り支給する。

報酬

理事、監事、評議員	1回	5,000円（税込）
監事に関しては内部監査の場合	1回	30,000円（税込）
交通費		実費支給

この規程は、平成24年4月1日から施行する。